

社会イノベーションと移民市民権政策

Social Innovation and Immigrant Citizenship Policy

早稲田大学文学学術院教授

樽本英樹 TARUMOTO, Hideki

近年、社会イノベーションへの注目が高まっている。学術的な観点から見ると、同概念は望ましい社会状態を探究する規範論の構築に利する可能性がある。そもそもイノベーション概念はJ. シュンペーターによってある種の経済発展を指すため導入され、その後、他の領域に応用されるようになった。そのうちのひとつである社会イノベーションは、その必須要素として (a) 人間の進歩・発展に役立つ諸行為または施策、(b) 質的な新しさ、(c) 行為実施・政策主体主導、(d) 「新結合」を備えるべきである。社会イノベーション概念を通すと、移民市民権政策は次のように解釈できる。第2次世界大戦後、リベラル化したと言われてきた移民市民権政策は、2000年代以後「獲得市民権」へと変化していった。獲得市民権を検討した結果、質的な新しさ、政策主体主導、「新結合」は見られたものの、「人間の発展」の要素は希薄だった。すなわち変化した移民市民権政策は、「人間の発展なき社会イノベーション」であると結論づけられる。

1 イノベーションへの期待

イノベーションという用語が近年注目されている。例えば、日本政府は2001年内閣府に「総合科学技術・イノベーション会議」を設け、2006

年「イノベーション25」「イノベーション担当大臣」を置き、2018には「統合イノベーション戦略推進会議」を設立し、2019年「統合イノベーション戦略2019」を閣議決定した(西原2021:7-15)。このような日本政府の動きは、2008年リーマンショックとその後の経済不況などのため、なかなか成長することができない日本経済に刺激を与えたいという希望の表れであろう。

このように「イノベーション」は元々は経済用語であり、日本語では「革新」と訳されることがある。しかし近年ではカタカナ書きのまま、経済領域以外の様々な場面で使われるようになった。特に、社会環境と呼べる領域に対して応用されるようになってきている。このとき、社会イノベーションという概念が使われることがある。

社会イノベーションとは何か。どのような射程を持った概念なのだろうか。

基本的にイノベーションおよび社会イノベーションという概念は、望ましい経済状態や社会状態の方向を含意している。そこでイノベーションを社会領域へと応用することによって、すなわち社会イノベーションという概念を用いることによって、社会現象の批判的分析ができないだろうか、そして望ましい社会状態を探究する規範論が構築できないだろうか。これが本稿の問題意識である。

以上の問題意識に基づき、社会イノベーション分析の可能性を、次の問いを立てて検討していくことにしよう。第1にイノベーションとは何か。第2に社会領域におけるイノベーションの要件とは何か。第3に移民市民権政策の変化はイノベーションなのか。これらを順に俎上に載せていくことにしよう。

2 イノベーションとは何か

2.1 経済領域におけるイノベーション

まず、イノベーション (innovation) とは何だろうか。経済学者ジョゼフ・シュンペーター (Joseph Alois Schumpeter) の議論を確認しよう。シュンペーターは1912年に発表した著作『経済発展の理論』(Theorie der wirtschaftlichen Entwicklung) で、次のような要素を持った経済発展の可能性を指摘した (Schumpeter 1926 = 1977)。

第1に、質的な新しさがあること。第2に、消費者側に新しい欲望をつくり上げるように生産者が主導すること。第3に、内発性を持ち、経済内部の諸要素の「新結合」が見られること。この場合の新結合とは、新しい生産物、新しい生産方法、新しい市場の開拓、原料または半製品の新しい供給源獲得、新しい組織の実現のいずれかであるという。

「企業者」はこれらの要素を創出し、経済に「創

造的破壊」を引き起こす。このような経済発展を、シュンペーターはイノベーションと捉えたのである。

2.2 社会領域における学術的注目

冒頭で述べたように、イノベーション概念は経済以外の領域に関しても用いられるようになってきている。そのうち、社会領域ではどの程度用いられているのであろうか。

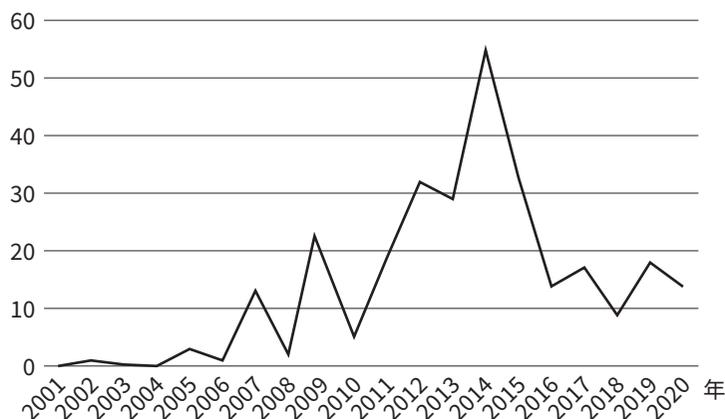
この問いに答えるため、ここでは学術研究に着目しよう。図1は、日本で発表されている学術論文のうち、「社会」概念および「イノベーション」概念の両方をタイトルに含んでいる論文数の推移を示している。2000年代半ば以降徐々に増え始め、2010年代に急激に増えた。2014年を頂点に減少しているけれども、2000年代前半とは異なり、着実に論文は生産されている。この論文数の推移は、社会領域にイノベーションを読み込もうとする営為が定着したことを示している。

2.3 社会イノベーションへの拡張

次に、経済的な概念として始まった「イノベーション」をいかに概念化したら社会領域へと応用できるのだろうか。

社会学研究の立場から積極的に社会イノベーションについて論じている西原和久は、イノベーションが生じうる領域を(1)科学技術系、(2)経済経営系、(3)社会環境系、(4)心理主観系の

図1：「社会」「イノベーション」をタイトルに含む論文数 (CiNiiより筆者作成)



4つに区分し、社会環境系におけるイノベーションを社会イノベーションである明快な主張をしている(西原2015:257-9)。一方、西原はイノベーション概念一般に関して、「現時点ではまだ定義不能」であり「既存のもの(思考・行動・制度など)をドラスティックに(=劇的に)変えること」としか言えないとする(西原2021:8)。ひとつの考えとして「イノベーションとはどのような社会現象か」を探索的に研究する場合は十分かもしれないけれども、社会領域における現象にイノベーション概念を応用しようという本稿の目的に照らし合わせると、定義されていない概念を分析に用いることは適切ではない。そこで、欧米での研究に目を転じてみよう。

社会イノベーションに関する研究ハンドブックには、理論や方法論の論文の他に、北イタリアに滞在するロマ民族、コミュニティにおける図書館の役割、ケニアにおける居住環境、スペイン・バスク地方の環境とコミュニティの関係、ポルトガルの農村地域における再開発など様々なテーマの論文が並んでいる(Moulaert et al. 2013)。そして同書のイントロダクション論文において、社会イノベーション(social innovation)は以下のように定義されている。

「(社会イノベーションで語るのは、) 排除、剥奪、疎外、幸福の欠如といった広範囲の諸問題に対する受け入れ可能で前向きな解決策を見出すこと、また人類の大きな進歩と発展に対して積極的に役立つ諸行為(である)」(Moulaert et.al. 2013:16)

このように、社会イノベーション概念が指し示す範囲として、様々な問題に対する解決策や、人類の大きな進歩と発展に積極的に役立つ行為が含まれるのだと主張されている。具体的には、社会イノベーション概念で「社会関係とエンパワーメント過程の改善による包摂と幸福を促進する」ことや、「普遍的権利やより社会的に包摂的な世界、ネイション、地域、ローカリティを想像し追求する」のだと言明されている(Moulaert et.al. 2013:16)。

しかし、この概念化ではかなり広い内容を指す

ことになり、曖昧さが伴ってしまう。そこで、上で見てきた社会イノベーションの概念的探究とシュンペーターの経済的概念を考慮し以下のように定義すると、「社会イノベーション」に独自性が備わることであろう。

社会イノベーションとは、社会環境に関して、(a) 人間の進歩・発展に役立つ諸行為または施策であり、(b) 質的な新しさ、(c) 行為実施・政策主体側主導、(d) 社会環境内部の「新結合」(内発性)を備えたもの。

3 リベラル市民権の発展か?

3.1 市民権の構造

どのようにしたら社会イノベーション概念を社会領域に適用できるであろうか。そのひとつの試みとして、本稿では移民市民権政策の規範的考察の可能性を探究することにしよう。

まず、市民権とは何かに答えておく必要がある。市民権とは社会における公式のメンバーシップであり、完全なものだけでなく部分的なものも含んで概念化しておこう。これは、グローバル化の下で多くの移民・外国人が本国以外の社会のメンバーになっており、そのとき与えられる市民権が部分的なものであるという事情からである。

そして図2が示すように、社会契約的側面に属する地位および権利・義務と、感情的側面に属する当該社会へのアイデンティティや帰属感といっ

図2：市民権の構造(樽本2012)

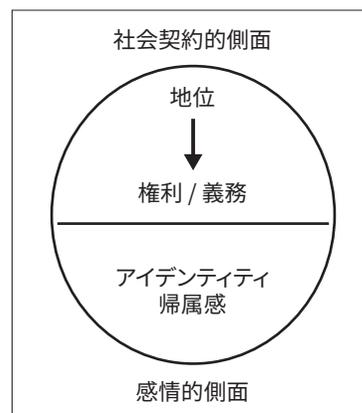
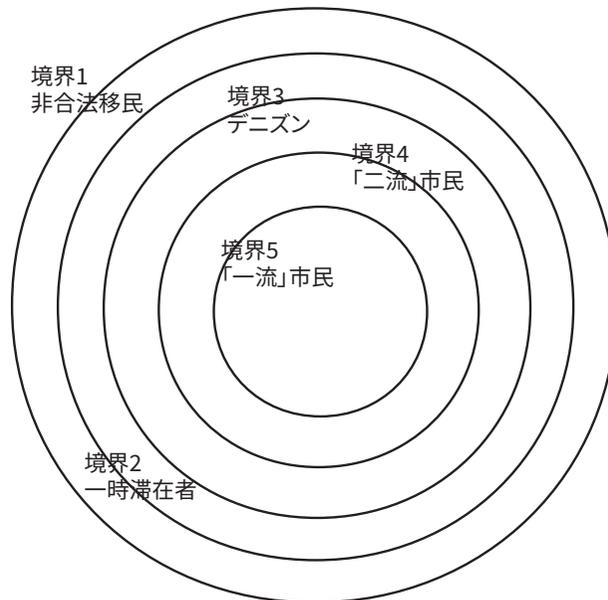


図3：HAMMER = 小井土 = 樽本モデル (HKT model) (Tarumoto 2005)



た3つの次元による理念構成体である。地位に関しては、継承、帰化、重国籍などが問題となる。権利と義務のうち権利は、公民的諸権利、政治的諸権利、社会的諸権利そして集合的諸権利などで構成される。最後に、アイデンティティとしてはナショナル・アイデンティティが事実上の世界標準となってきたものの、グローバル化の下、重層的になることが多くなってきた。ナショナル・アイデンティティだけでなく、ローカル・アイデンティティ、トランスナショナル・アイデンティティなどが多層化していると言われる（樽本2012）。

市民権は、内的には包摂し、外的には排除を行う機能を持つ社会制度である（Brubaker 1992 = 2005）。国家や関連諸機関は、このような市民権を段階的に国際移民に付与し、社会秩序を維持しようとしている。図3が示すように、いわば、市民権はいくつかの境界および下位境界を備え、移民を規制する道具となっている。

3.2 市民権の「快適地帯」における傾向

市民権は時代を経て発展してきたと主張されることがある。典型的には、第2次世界大戦後、間もない時期に市民権概念を本格的に社会学に導入

したT.H. マーシャル（Thomas Humphrey Marshall 1992 = 1994）が英国の歴史的経験から、市民権は18世紀に公民的諸権利、19世紀に政治的諸権利、20世紀に社会的諸権利の順に拡張してきたと述べた。

近年では、C. ヨブケ（Christian Joppke 2010 = 2013）が北アメリカ、西ヨーロッパ、そしてオセアニアの旧イギリス植民地諸国を市民権の快適地帯（comfort zone）と名付け、それらの地域で市民権はリベラル化してきたと主張した。

市民権の3つの次元に即して見ると、地位に関しては完全な市民権へのアクセスが容易になった。具体的には、国籍取得原理が出生地主義と血縁主義の組み合わせに収斂化し、帰化手続きは厳格化の傾向を見せ、重国籍が許容されるようになった。権利に関しては、福祉国家に基づく社会的諸権利が弱くなっていく一方、外国人の権利保護やマイノリティへの権利付与は強化される傾向が見られた。アイデンティティに関しては、ナショナル・アイデンティティを改善しようといくつかの国家が試みるにもかかわらず、リベラル化の傾向のため文化など具体的で個別的事項の体得を移民に強制することはできず、普遍主義的な事項

を求めるしかないという「普遍主義のパラドックス」に陥っているとされた。ナショナル・アイデンティティをより強固なものにしたいにもかかわらず、その基礎となるナショナルな中心(national centre)を設定することができないからである。

このような市民権のリベラル化仮説においては、実は何がリベラル化なのかが確定されておらず、錯綜している(樽本2014)。特に、1990年代までの市民権政策の主な動向と2000年代以降のそれを混同している可能性が高い¹⁾。しかし、いくつかの側面で市民権はリベラル化し多文化な自由を許容しかつ追認する一方、「快適地帯」に属する各国が追求するナショナルな秩序とは矛盾する結果を生み出していることは確かであろう。

3.3 「快適時代」の産物か

市民権のリベラル化は、20年ほど前まではまるで未来永劫続いていく社会進化過程のように感じられた。しかし、実は市民権の「快適時代」という特殊時代的な産物であった可能性がある。すなわち、一時期だけの現れに過ぎないかもしれない。

時代的な背景を確認しよう。1945年第二次世界大戦が終結し、各国は一時的滞在のみを許すゲストワーカーなど単純労働移民を導入し始めた。1973年に石油危機が起き、各国は労働移民の導入は停止したものの、その後家族移民の流入が増加し家族再結合が起きた。1989年から90年に東西冷戦が終結すると、それ以前は少数であったタイプの庇護申請者・難民など国境を越える人の移動も増えていった。

市民権の快適時代は1990年代終わりまで続いた。先進諸国は少なくとも1970年代初めまでは大きな経済成長を経験し、その過程で各国は福祉国家体制を発展させた。国際人権規範が浸透し、国内人権規範も発達した。さらに第二次世界大戦以前と比べると、国際的にも国内的にも格段に平和な社会秩序が実現されていった。

このような時代的な特殊性の中で、社会的市民権(social citizenship (Marshall 1950)²⁾、デニズンシップ(denizenship (Hammar 1990))、

ナショナル・メンバーシップ(post-national membership (Soysal 1994))、多文化市民権(multicultural citizenship (Kymlicka 1995))などの概念で示された市民権のリベラルな状況が可能となった。市民権の「擁護者」としての国民国家は弱体化し、代わりにポストナショナルな正統性がとってかわったとも主張された。

4 獲得市民権の発展?

4.1 社会環境の急激な変化

ところが2000年代に入ると、社会環境は急激に変化し、様々な出来事が起きた。2001年には、合衆国で9.11同時多発テロ事件が起き、2005年にはイギリスでロンドン同時爆破事件が起きた。2008年のリーマンショックを引き金とした金融危機により、全世界は長い経済不況へと突入した。2015年ヨーロッパ難民危機がこのような社会環境の変化に追い打ちをかけた。その流れの中、2016年英国は国民投票でEUからの離脱を決定し、翌2017年には排外主義的な傾向を持つトランプ米大統領が就任した。

このような一連の出来事の背後では、経済自由主義と個人的責任を強調するネオリベリズムが広がっていた。政治の場ではポピュリスト政党が躍進し、極右過激主義が広まった。また、極右過激主義と軌を一にして、イスラム過激主義が先進諸国においても広まり、その内部でテロ事件などを起こすようになった(樽本2022)。

社会環境の変化は、リベラル化していると思われる市民権に新たな展開を強いていったのである。新たに現れた市民権を「獲得市民権」(earned citizenship)と呼ぼう³⁾⁴⁾。

4.2 エリート移民の選別

獲得市民権は主に3つの局面で現れている。まず、エリート移民の選別である。

第1に、各国は高度技能移民を求めてポイントシステム(points-based system)を導入していった。1967年にはカナダが、1972年にはオーストラリアが導入したポイントシステムは、2000年

にドイツ、2002年にイギリス、2004年に日本が導入することとなった。個人的な能力や業績を「測る」ことで、入国、滞在、労働等を認めようという制度である（柄谷 2012; 大岡 2012; 関根 2012; 樽本 2016）。

すぐ後で見る社会統合のための市民権授業の履修や市民権テストの受験および合格は、少なくとも完全な市民権である国籍取得より前の段階では高度技能移民に関してドイツやオランダなどでは免除している（Joppke 2021:165）。受け入れ国の労働需要に基づき入国し、経済的に貢献し、かつ社会統合されやすいという予測の下、市民権付与の条件が緩和されている。この高度技能移民に特権を与える動きを中技能レベルの移民にも広げようとする傾向がある一方、入国と滞在を許可する上で事前に雇用主との雇用契約を要求するような動きもある。

第2に、エリート移民として求められている移民として、投資家移民がいる（Shachar 2017）。アメリカ合衆国、オーストラリア、ニュージーランドなどが投資家移民を受け入れるため永住権を与え、数年後に帰化申請ができる制度を整えている。よく知られているのはマルタ共和国である。ヨーロッパ連合（EU）のシェンゲン国であるため、いったん在留資格を得るとEUのシェンゲン圏内の移動は自由になる。にもかかわらず要件とされる投資額が相対的に安価であるため、多くの申請者を集めた。様々な批判を受けたため、まず長期滞在資格を与え、その後、永住権の申請を許可し、さらに数年後に帰化申請可能とするというように段階を設けた。付与の条件として当該国への所属感、すなわちアイデンティティが想定されてきた市民権を経済的に「購入する」という発想の転換があり、市民権の手段化が一層進むことになった。投資家移民に関しては、市民権取得の際に伝統的に要求されていた所属感や文化、すなわち当該国との「純粋なつながり」（genuine connection）よりも経済的貢献を重視する動きが見られるのである。

第3に、留学生もエリート移民の一種と考えることができる。学業を修める名目で授業料などを

支払っている点は「消費者」である一方、単純労働に従事することが極めて多いため「労働者」とも言える（Robertson 2011）。法の許容範囲を超えた時間数、アルバイトなどの労働に従事する事例も多く報告されている。留学生の多くが渡航と滞在の費用を自前で準備し、受け入れ国内でその費用を「消費」しており、受け入れ国に比較的負担をかけないという点もエリート移民的である。また、大学生は在学中には単純労働に従事し、卒業後は技能労働者となる可能性が高い。この点からもエリート移民だと言える。すなわち留学生は、ネオリベラリズムの観点から理想的な労働主体であり、エリート移民の一種ともなりうるのである。

4.3 市民的統合

獲得市民権の観点で、主に低技能移民、家族移民および庇護申請者・難民を標的とした移民市民権政策が市民的統合（civic integration）である。市民的統合を初めて導入したのは、オランダである。第2次世界大戦後に導入されたゲストワーカーは、1970年代前半の石油危機以後定住し、家族再結合を引き起こした。そこでオランダは1970年代終わり頃から「エスニック・マイノリティ政策」と呼ばれる多文化主義に伴う寛容な社会統合政策を実施していた。この政策は、多文化社会における解放、法の前での平等、機会平等を掲げて移民の統合を促進しようとした。しかし、庇護申請者を含む移民人口の大幅な増加や移民の公的サービスへの依存が問題視され、1990年代半ばに多文化主義的な社会統合政策は、移民を個人として扱う市民的統合政策へと転換した。これを「シビック・ターン」（civic turn）と呼ぶ（Entzinger 2003; 樽本 2016:202-7）。

市民権統合の考え方は、2000年代以降西ヨーロッパなど各国で採用され発展してきた。国籍や永住権など滞在資格の取得の際、労働市場における統合に加えて、市民権や言語に関する授業の履修、市民権テストの受験と合格、市民権取得の際の宣誓や儀式といった義務を課すことによって、受け入れ社会の言語、歴史、市民的知識、価値、ルールを移民たちに教え込もうとする工夫がなされ

た。ただし、市民権のリベラル化仮説の普遍主義のパラドクスが示すように、このような市民権統合は道徳の強調や同化の要求、またナショナリズムの発露とは表面上距離を置いた内容となっているとよく言われる⁵⁾ (Joppke 2010 = 2013)。

従来、市民権付与の最も重要な基準は受け入れ社会内での滞在期間であった。滞在期間を重視する典型例は、J. カレンズ (Joseph Carens) の非合法移民の合法化に関する主張に見られる (Carens 2010 = 2017, 2013)。カレンズは、主にアメリカ合衆国の非合法移民を念頭に置いて、5年から7年の滞在で一律に合法化すべきだと主張した。その主な理由は、5年から7年滞在すれば、非合法滞在でさえも受け入れ社会において「社会関係のネットワーク」をつくりあげ、社会的メンバーシップ (social membership) を所持することになるからというものである。

各国の市民権政策は、社会関係の所持に関わる社会的メンバーシップに加えて、滞在期間が長くなれば受け入れ社会の歴史や習慣なども身につけ「事実上の市民」となるという前提を持っていた。ところが市民的統合は、滞在期間ではなく、個人の統合努力や業績、受け入れ社会や経済への貢献を基準として強調した。この努力や業績、貢献を個人で自ら証明せよと要求する点が、「質的な新しさ」と言えよう。

また家族移民に関して、入国前に事前に受け入れ社会における基礎的な言語能力や市民的知識を調べることによって、初めて在留を許可するビザを発給するという試みもなされている (Joppke 2021:170)。この試みは移民統合と移民管理、入国管理を組み合わせるといふ点で、「新結合」と見なすことができる。

4.4 市民権剥奪

最後の局面として、移民市民権政策に関して市民権剥奪 (citizenship-stripping) の制度化が進んでいる (Bauböck and Paskalev 2015; Macklin, Audrey, and Rainer Bauböck 2014)。特にイスラム過激主義やテロリズムに加担した者から市民権を剥奪可能にするという政策が広まっ

ている。英国の内務省は2019年2月、帰国の希望を表明していたシャミマ・ベグム (Shamima Begum) の英国市民権を剥奪した。彼女は2015年15歳のとき、友人ふたりとシリアへ渡り、イスラム国 (IS) に加入し、イスラム過激主義に加担したと見なされているのである (BBC 2019)。

他にも、フランス、カナダ、オランダ、オーストラリア、ドイツなどが新法を制定したり、既存法を改定したりして市民権剥奪を可能にしてきた。これまでに実現された「市民権剥奪法」はほぼすべて、市民権剥奪の対象者を当該国以外の国籍を合わせ持った重国籍者と定めている。しかし、対象者が重国籍者以外にまで広がる可能性はある。例えばフランスでは、出生時から市民であった者、すなわちフランス国籍を生得的市民権 (birthright citizenship) として所持する者からも市民権を剥奪できるようにしようとする議会の動きがあった。2015年11月パリ同時多発テロ事件後の対応として、フランソワ・ Hollande (François Hollande) 大統領やマニュエル・ヴァルス (Manuel Valls) 首相らが目論んだものであり、人権や憲法に反すると当時担当相であったクリスティアーヌ・トビラ (Christiane Taubira) 法相が辞任する事態にもなり、廃案となった (France 24 2016)。

市民権剥奪の正当化理由としてまず挙げられるのは、安全保障 (security) 上の脅威である。しかしその背後には、ネオリベラリズムとナショナリズムの組み合わせが存在する。すなわち、過激主義などに関わったことで個人の能力やパフォーマンスおよび当該社会への貢献を否定的に評価して「二流市民」と認定し、社会のメンバーである「ネイション」から排除できる仕組みをつくったわけである。これら安全保障、ネオリベラリズム、ナショナリズムという3つの原理の組み合わせは「新結合」と呼べるだろう。

5 移民市民権政策の変化はイノベーションか？

5.1 獲得的市民権の診断と特徴

以上で見てきたような獲得市民権は、以下のよう特徴を持つとまとめることができる。第1に獲得市民権では、市民権の2つの機能のうち内的包摂性 (internally inclusive) よりも外的排除性 (externally exclusive) が強調される傾向がある。第2に、市民権取得を非契約的な権利ではなく、契約的な特権であると強調するようになった。第3に、当該個人の属性ではなく、その個人の責任や能力、業績で「市民」を確定しようとする傾向がある。最後に、ナショナリズムとネオリベラリズム、そして安全保障が奇妙な混合を見せられている。

5.2 社会イノベーションとの距離

このような移民市民権政策の変化は社会イノベーションと呼べるであろうか。社会イノベーションの定義に見られた4要素, (a) 人間の発展, (b) 質的な新しさ, (c) 政策主体主導, そして (d) 「新結合」といった観点から検討していこう。

まず, (c) 政策主体主導については満たしていると判断できよう。受け入れ国および受け入れ政府の圧倒的な主権の下で、移民市民権政策は推進されている。次に, (b) 質的な新しさに関しても、ナショナルなものへの近似を個人的責任の下で遂行させるという点は、ナショナリズムがネオリベラリズムの論理で展開しており、以前には目立たなかった質的な新しさと言えるであろう。(d) 新結合に関しても、特に社会統合と入国管理、そして安全保障を組み合わせ、さらにこの組み合わせられた条件を満たすよう個人に努力をさせるという点に、「新しい結合」を見いだすことができる。

しかし (a) 「人間の発展」を満たしているかどうかについては、極めて危うい。獲得市民権は、基本的には受け入れ国による経済的生き残りの追求、および文化的・安全保障的脅威の払拭という2つの目的のために推進されている。加えて、受け入れ社会の側は社会統合が完成しており、そこ

に統合が未達成で無秩序な移民を編入しなければならないという暗黙の前提が見え隠れしている (Schinkel 2017)。その結果、移民の選別と周辺化が強く進んでおり、「人間の発展」という要素の意味内容とはかけ離れた状況がつけられている。

以上のことから、獲得市民権への移民市民権政策の変化は「人間の発展なき社会イノベーションである」と結論づけることができる。課題として、移民市民権政策の今後の推移を観察する必要があるのと同時に、日本など欧米諸国以外の国々との比較研究が望まれる⁶⁾。

付記

掲載の機会を与えてくださった西原和久教授に、20年以上にも渡る共同研究のご交誼も含め、感謝の意を表す。本稿は、第94回日本社会学会大会（東京都立大学主催オンライン開催 2021年11月13日、14日）における研究発表を元にしたものである。研究を進める上で、以下の助成を受けた。JSPS 科学研究費・基盤研究 (B) (研究代表者樽本英樹 17KT0030)、同・基盤研究 (C) (研究代表者樽本英樹 20K02097)、同・基盤研究 (B) (研究代表者家田修 20H04430)。

注

- 1) Joppke (2010=2013) の他、柴田 (2021) にも混同の傾向がある。
- 2) 1950年という年号は、マーシャルが著作 *Citizenship and Social Class* を発表した年を示している。参照した版は、Marshall (1992 = 1994) である。
- 3) 上述したように、1990年以前から、2000年代以降の獲得市民権の段階も含めて「市民権のリベラル化」と捉える考え方もある (Joppke 2010 = 2013; 柴田 2021)。しかし、両者は移民に対する市民権付与の正統化ロジックを異にしているため、区別した方がよいであろう。
- 4) 小井土彰宏教授のご示唆によれば、アメリカ合衆国において獲得市民権は、2005年移民法改革において移民に対する市民権の段階的付与を正当化する議論で用いられた概念だという。以下の検討は、ヨーロッパについて論じることとする。また、伊藤り教授のご教示によれば、アイルランドでは非正規移民がコミュニティに貢献することで市民権を付与される文脈で獲得市民権概念が使用されたというけれども、本稿執筆段階でまだ確認がとれておらず、引き続きの課題とさせていただきます。
- 5) 多田光宏教授のご指摘のように、市民権授業や儀式などに対する移民当事者の認識は重要ではある。しかし、本稿では紙幅の関係で制度面のみに着目する。

6) 予備的考察として、日本の移民市民権政策の理論的位置づけを行った Tarumoto (2015, 2018, 2019, 2020) を参照。

参考文献

- Baubock, Rainer, and Vesco Paskalev 2015 Cutting Genuine Links: A Normative Analysis of Citizenship Deprivation, *Gerogetown Immigration Law Journal*, 30 (1): 47-104.
- BBC News 2019 What is Shamima Begum's Legal Status?, 21 February 2019 (<https://www.bbc.com/news/uk47310206>; Accessed on November 29).
- Brubaker, William Rogers 1992 *Citizenship and Nationalhood in France and Germany*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press. = 2005 佐藤成基・佐々木てる 監訳『フランスとドイツの国籍とネーション—国籍形成の比較歴史社会学』新曜社。
- Carens, Joseph H. 2010 *Immigrants and the Right to Stay*, Cambridge, MA: The MIT Press. = 2017 横濱竜也訳『不法移民はいつく不法でなくなるのか—滞在時間から滞在権へ』白水社。
- 2013 *The Ethics of Immigration*, Oxford and New York: Oxford University Press.
- CiNii(n.d.) (<https://ci.nii.ac.jp/>; 2021年10月30日閲覧)。
- Entzinger, Han 2003 The Rise and Fall of Multiculturalism: The Case of the Netherlands, Christian Joppke and Eva Morawska (eds) 2003 *Toward Assimilation and Citizenship: Immigrants in Liberal Nation-states*, Basingstoke, Hampshire: Palgrave Macmillan: 59-86.
- France 24 2016 France: Justice minister Christiane Taubira Quits Government over Controversial Citizenship Reform, January 27 2016 (<https://www.france24.com/en/20160127-2016-0127-1701-france-justice-minister-christiane-taubira-quits-government-over-controversial-citiz>; Accessed on November 29 2021).
- Hammar, Tomas 1990 *Democracy and the Nation State: Aliens, Denizens and Citizens in a World International Migration*, Aldershot: Avebury. = 1999 近藤敦監訳『永住市民と国民国家—一定住外国人の政治参加』明石書店。
- Joppke, Christian 2010 *Citizenship and Immigration*, Cambridge and Malden: Polity. = 2013 遠藤乾他訳『軽いシティズンシップ』岩波書店。
- 2021 *Neoliberal Nationalism: Immigration and the Rise of the Populist Right*, Cambridge: Cambridge University Press.
- 柄谷利恵子 2012 「英国におけるポイント・システム—仕分け・配置・処遇をめぐる政治」『移民政策研究』4: 28-40.
- Kymlicka, Will 1995 *Multicultural Citizenship: a Liberal Theory of Minority Rights*, Oxford: Oxford University Press. = 1998 角田猛之・石山文彦・山崎康仕監訳『多文化時代の市民権—マイノリティの権利と自由主義』晃洋書房。
- Macklin, Audrey, and Rainer Bäubock 2014 *The Return of Banishment: Do the New Denationalisation Policies Weaken Citizenship?*, SSRN Electronic Journal (<https://doi.org/10.2139/ssrn.2563555>; Accessed on November 29 2021).
- Marshall, Thomas Humphrey [1950] 1992 *Citizenship and Social Class*, Thomas Humphrey
- Marshall and Tom Bottomore, *Citizenship and Social Class*, London: Pluto Press. = 1994 岩崎信彦・中村健吾訳「シティズンシップと社会的階級」『シティズンシップと社会的階級—近現代を総括するマニフェスト』法律文化社。
- Moulaert, Frank, Diana MacCallum, Abid Mehmood, and Abdelillah Hamdouch (eds) *The International Handbook on Social Innovation: Collective Action, Social Learning and Transdisciplinary Research*, Northampton, MA: Edward Elgar.
- Moulaert, Frank, Diana MacCallum, and Jean Hillier 2013 *Social Innovation: Intuition, Precept, Concept, Theory and Practice*, Frank Moulaert, Diana MacCallum, Abid Mehmood, and Abdelillah Hamdouch (eds) *The International Handbook on Social Innovation: Collective Action, Social Learning and Transdisciplinary Research*, Northampton, MA: Edward Elgar: 13-24.
- 西原和久 2015 「トランスナショナリズムと社会のイノベーション: 移動と共生の時代を問う 21 世紀社会論へのプロレゴメナ」『社会イノベーション研究』10 (1): 241-68.
- 2021 『グローバル化する社会と意識のイノベーション—国際社会学と歴史社会学の思想的交差』東信堂。
- 大岡栄美 2012 「カナダにおける移民政策の再構築—『選ばれる移住先』を目指すコスト削減とリスク管理」『移民政策研究』4: 2-13.
- Robertson, Shanthi 2011 Cash Cows, Backdoor Migrants, or Activist Citizens? *Ethnic and Racial Studies* 34 (12): 2192-2211.
- Schinkel, Willem 2017 *Imagined Societies: A Critique of Immigrant Integration in Western Europe*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Schumpeter, Joseph A. 1926 *Theorie der Wirtschaftlichen Entwicklung: eine untersuchung über unternehmergewinn, kapital, kredit, zins und den konjunkturzyklus* (2. neubearb. aufl), München und Leipzig: Duncker und Humblot. = 1977 塩野谷祐一・東畑精一・中山伊知郎訳『経済発展の理論—企業者利潤・資本・信用・利子および景気回転に関する一研究』(上下2巻) 岩波書店。
- 関根政美 2012 「ポイント制と永住許可—オーストラリアの場合」『移民政策研究』4: 14-27.
- Shachar, Ayelet 2017 *Citizenship for Sale*, Ayelet Shachar, Rainer Bauböck, Irene Bloemraad, and Maarten Vink 2017 *Oxford Handbook of Citizenship*, Oxford: Oxford University Press: 789-816.

柴田温比古 2021 「リベラルな市民権のゆくえ」『社会学評論』72 (2): 135-49.

Soysal, Yasemin Nuhöglu 1994 *Limits of Citizenship: Migrants and Postnational Membership in Europe*, Chicago: University of Chicago Press.

樽本英樹 2012 『国際移民と市民権ガバナンス—日英比較の国際社会学』 ミネルヴァ書房.

—2014 「領土と市民権—国境変容へのひとつのアプローチ」『境界研究』 特別号: 29-39.

—2016 『よくわかる国際社会学』(第2版) ミネルヴァ書房.

—2022 「立場性の社会理論は可能か—イスラム過激主義と国際社会学」『現代社会学理論研究』16 (近刊).

Tarumoto, Hideki 2005 Un nouveau modèle de politique d'immigration et de citoyenneté?: approche comparative à partir de l'expérience japonaise, *Migration Société*, 17 (102): 305-37. (Traduit de l'anglais par Catherine Wihtol de Wenden)

—2015 Emergence et gestion des nouvelles tendances migratoires: le cas Japon, *Migration Société*, Vol. 27, n° 157: 97-109. (Traduit de l'anglais par Catherine Wihtol de Wenden et Myrna Giovanella)

—2018 The Limits of Local Citizenship in Japan, Thomas Lacroix and Amandine Desille (eds) 2018 *International Migrations and Local Governance: A Global Perspective*, London: Palgrave Macmillan: 191-213.

—2019 Why Restrictive Refugee Policy Can Be Retained? A Japanese Case, *Migration and Development*, 8 (1): 7-24. (<https://doi.org/10.1080/21632324.2018.1482642>).

—2020 Immigrant Acceptance in an Ethnic Country: The Foreign Labor Policies of Japan, John Stone, Rutledge Dennis, Polly Rizova, and Xiaoshuo Hou 2020 *The Wiley Blackwell Companion to Race, Ethnicity, and Nationalism*, Hoboken, NJ/Chichester, West Sussex: John Wiley & Sons: 379-401.

Social Innovation and Immigrant Citizenship Policy

Hideki Tarumoto

In recent years, there has been an increasing focus on social innovation. From an academic viewpoint, the concept can be of use in the construction of normative theories to explore desirable social situations. The concept of innovation was originally introduced by J. Schumpeter to refer to a certain type of economic development, and has since been applied to other areas. In one of them, social innovation should have, as its essential elements, (a) actions or measures that serve human progress and development, (b) qualitative novelty, (c) actors- or policy-driven change, and (d) new combination. Through the concept of social innovation, immigrant citizenship policies can be interpreted as follows. After the Second World War, immigrant citizenship policies were said to have been liberalised, but since the 2000s they have been transformed into “earned citizenship”. Although earned citizenship is qualitatively novel and policy-driven, and includes new combination, it has less of a “human development” component. It can be concluded that the changed citizenship policies of migrants are “social innovations without human development”.